

# 海南省立黒江小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年5月改訂

## 1 はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、子どもの心や体を深く傷つける人間の尊厳、人権にかかわる重大な問題であり、断じて許されない行為です。そのため、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、子ども一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得ることであり、被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られなければならないという基本的な認識に立ち、常にこの問題を厳しく受け止め、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもち、学校・教育委員会と家庭、地域とが連携して、いじめ対応の基本姿勢を共有し、密な連携のもと、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければなりません。

学校では、すべての子どもが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して安全に生活し、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行い、子ども相互の絆を深め、一人一人が集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いを認め合える人間関係・学校風土の構築に努めます。

同時に、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて周知を図り、平素から共通理解を図っていくことが大切となります。日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成し、いじめの未然防止と早期解消に取り組む流れをつくっていくことが求められます。しかしながら依然として、いじめは憂慮すべき状況にあることには変わりありません。次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長するために、教育に携わる者すべてが、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、取組を充実することが不可欠です。

そこで、保護者や地域住民、海南省教育委員会等、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めます。

## 2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

法第2条において、次に掲げる場合をいじめと定義している。

（定義）

第2条 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インター

ネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、及び塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的なかかわりがある関係を指す。

「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」や「悪口（陰口）を言う」などのほか、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものを含む。

「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることなどを意味する。

また、具体的ないじめの態様については、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやタブレット、スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的に行うことなく、いじめを受けた、または、いじめを受けた疑いのある児童生徒の立場に立って考えることが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定する場合や、心身の苦痛を表現することができない、もしくは表現することが苦手であるといった個人の特性を踏まえるとともに、いじめられていることに本人が気づいていない場合（インターネット上で誹謗中傷を書き込まれたが、本人がそのことを知らずにいるような場合等）もあること等を認識したうえで、当該児童の表情や様子及び周囲の児童の状況も含めて確認し、いじめにあたるか否かを判断する必要がある。

### 3 いじめの防止等に関する基本姿勢

- (1)いじめは、人として決して許されない行為であり、児童生徒の心や体を深く傷つける人間の尊厳、人権にかかわる重大な問題であり、断じて許されない行為であるという一貫した姿勢を貫く。
- (2)いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得るものであるという認識をもつ。
- (3)日頃から児童が発する小さなサインを見逃さず、児童や保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- (4)いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者側に寄り添い組織的に対応する。
- (5)日頃から児童、保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

### 4 いじめ防止基本方針の考え方

- (1)学校、並びに教育委員会等、関係機関等がいじめに対する基本姿勢を共通認識するとともに、連携を密にし組織的にいじめ問題を解決する。
- (2)全ての学校の教職員が、いじめに対する危機意識を常にもち指導にあたる。
- (3)いじめの未然防止のために、共に学び合う環境や居場所づくり、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- (4)いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、保護者や地域への啓発等を行う。
- (5)日頃からいじめの小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努め、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。
- (6)いじめ問題にかかわる事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や周囲の児童等からの情報収集をするなど、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、いじめ問題の早期解決に努める。
- (7)いじめが発生した場合、事実確認を行うとともに、まず被害者側の児童並びにその保護者との連携を十分に図る。
- (8)いじめ問題が解決したとしても、いじめ解消の要件（①少なくとも3ヶ月は、いじめ行為が止んでいること ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）を踏まえ、長期的な見守りを組織的に継続する。
- (9)いじめの重大事態を教訓として、児童の特性を踏まえた実効性のある取組を行う。

### 5 いじめの未然防止

- (1)学校は、児童にとって学校生活に楽しさと充実感が得られるような教育活動を推進することがいじめの未然防止につながるとの認識のもと、全校的な取組に努める。
- (2)学校は、児童が安心して魅力ある学校生活を送ることができる学校経営、学級経営に努める。
- (3)学校は、全ての教育活動を通じて道徳教育を充実することで、いじめを許さない心の基盤となる思いやりや公正、公平、社会正義、生命尊重等の道徳性を育む。

- (4)学校は、児童自らがいじめ問題に気づき、考え、いじめ防止の行動を起こすことができるような主体的な取組を推進する。
- (5)学校は、いじめ防止や規範意識醸成等のために、法やルールがどのような目的や価値をもっているのかを考えさせる法教育の推進に努める。
- (6)学校は、いじめ防止のために人権を守る取組を行い、それと矛盾する教職員による体罰については法律により禁止されていることを踏まえ、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚をもち児童生徒の指導にあたる。
- (7)学校は、いじめ問題解決のための学校いじめ対策組織を構築し、指導体制を充実する。
- (8)学校は、いじめ問題に関する校内研修を企画・実施する。

## 6 学校いじめ防止基本方針

- (1)学校は、法第13条の規定に基づき、国・県及び本市の基本方針を踏まえ、自校のいじめ防止のための取組やいじめが発生した場合の対応等について盛り込んだ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員が共通理解のもと、いじめ防止に向けた取組を推進する。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止のための取組、いじめの早期発見・早期対応の在り方、いじめへの対応方針、学校でのいじめ全般に対応する学校いじめ対策組織の体制、及びいじめに関する研修の実施等についての内容を盛り込むこととする。
- (3)学校は、国・県及び本市の基本方針の改正を踏まえるとともに、いじめ問題に係る社会情勢等を注視する中で、「学校いじめ防止基本方針」を定期的に見直し、適宜改定を行う。
- (4)学校は、毎年度当初、「学校いじめ防止基本方針」について、児童、保護者に説明するとともに、学校のホームページに掲載し公表することで、地域に対する周知を行う。

## 7 学校いじめ対策組織

- (1)学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止や対処について組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置する。
- (2)学校は、校長の指示のもと学校いじめ対策組織を中心に学校全体でいじめ防止に取り組む。
- (3)学校いじめ対策組織は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭等、複数の教職員で構成する。なお、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、民生委員、児童委員等）を招聘する。
- (4)学校いじめ対策組織については、具体的に下記の役割が考えられる。
  - ①いじめの相談や通報を受け付ける窓口の役割
  - ②いじめの早期発見のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ③いじめに係る情報（いじめが疑われる情報を含む）があった場合、緊急に会議を開催し、その情報を共有するとともに、速やかに関係児童に対するアンケート調査及び聴き取り調査等を実施することにより、事実関係を把握する役割
- ④いじめの被害児童に対する支援や体制、加害児童に対する指導、及び保護者との連携や保護者への説明等、いじめ事案に対する対応方針を決定するとともに、組織的な対応を行うための中心的な役割
- ⑤学校基本方針に基づくいじめの未然防止対策に対する取組の実施や、その取組に係る具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑥いじめの未然防止やいじめ事案に係る対処・対策に係る校内研修を企画・実施する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能し、運用されているかについての点検を行うとともに、国・県・市のいじめ防止基本方針の改正を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

## 8 いじめへの対処

- (1)学校は、いじめの早期発見のための定期的な調査を実施する。
- (2)学校は、いじめ問題の対処のため、学校いじめ対策組織を中心に対応にあたる。
- (3)学校は、在籍する児童がいじめを受けていると認知したときには、速やかにいじめの有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。
- (4)学校は、いじめを認知した際には、ただちにいじめをやめさせ、再発を防止するために、複数の教職員によっていじめを受けた児童やその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (5)学校は、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。
- (6)学校は、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮する。
- (7)学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときの対応について、日頃から保護者に周知を図り理解を得ておく。
- (8)学校は、客観的な事実に基づいた記録を正確かつ詳細に残し、指導に反映させる。
- (9)学校は、いじめの対処について、「問題行動報告書」（別紙1参照）等を提出するなどにより、教育委員会へいじめ事案発生から解決に向けた取組の詳細を報告する。
- (10) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、きのくに学校警察相互連絡制度の活用並びに警察に通報を行い、援助を要請する。

## 9 家庭・地域との連携等

- (1)学校は、いじめ問題について、育友会（PTA）や地域の関係団体等とともに協議する機会を設ける。

- (2)学校は、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組について、学校だよりやホームページ等により公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- (3)学校は、学校いじめ対策組織がいじめの防止や対処について組織的に対応し、いじめの相談や通報を受け付ける窓口となる役割があることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動内容について、家庭や地域に広く周知する。

## 10 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、次に掲げる場合をいじめの重大事態と受け止め、適切に対応する。

#### 【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

- 一 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 【いじめの防止等のための基本的な方針】

- ・ 第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断することとし、例えば、
  - 児童が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ・ 第二号の「相当の期間」については、不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態への対処

- ①学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告を行う。学校からの報告を受けた教育委員会は速やかに市長へ重大事態が発生した旨を報告する。併せて、教育委員会は、発生した重大事態について学校もしくは教育委員会のどちらを調査主体とするのかを決定する。
- ②教育委員会は、重大事態が発生した場合には、学校サポートチームを編成し、速やかに関係者に対し支援を行う等、事態の対処にあたる。
- ③学校サポートチームは、いじめ対策チーム（学校教育課指導主事、スクールソーシャルワーカー、青少年センター指導員等）、警察関係者、福祉関係者、医師等より編成

する。

- ④いじめの重大事態への調査については、調査主体が学校もしくは教育委員会のいずれになったとしても、「海南省いじめ防止基本指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」、及びその他関係法令等を踏まえ、適切に調査を行う。
- ⑤事案の内容や特性、被害児童生徒及び保護者の意向を考慮したうえで、学校の調査では、第三者性が担保できない等、十分な調査結果や再発防止策を示すことができないと判断した場合、及び学校の教育活動に支障が生じる可能性があるとして判断した場合には、教育委員会において調査を行う。  
ただし、学校が調査する場合においても、教育委員会は調査を実施する学校に対し、調査が滞ることがないように、適切に助言や指導等を行うとともに、必要であれば人的措置等の支援を行う。
- ⑥重大事態の調査結果については、教育委員会から市長に報告する。

### (3) 学校が重大事態の調査主体となる場合

- ①学校が重大事態の調査主体となった場合は、学校いじめ対策組織において速やかに調査を行い、事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について取り纏める。
- ②学校が重大事態の調査主体となった場合においても、教育委員会と密に連携し、教育委員会の助言や指導を受けながら、調査を行う。
- ③学校は、重大事態の調査結果を踏まえ、教育委員会と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

### (4) 教育委員会が重大事態の調査主体となる場合

- ①海南省教育委員会の附属機関（海南省いじめ問題調査委員会条例で規定）である海南省いじめ問題調査委員会に事案の事実関係、学校や教育委員会の対応の検証、及び調査で明らかになった事実関係や検証内容に基づいた今後の対応と再発防止策等について諮問し、調査を行う。
- ②海南省いじめ問題調査委員会は、海南省いじめ問題調査委員会条例に従い、構成し運営する。
- ③海南省いじめ問題調査委員会は事案ごとに、各職能団体等に法律、医療、教育、福祉等に関する知識経験を有する者の推薦を依頼し、5人以内で組織する。
- ④教育委員会は、重大事態の調査結果を踏まえ、学校と協議のうえ、重大事態への対処及び再発防止のために必要な措置を講じる。

学校は、いじめの防止等に向けた取組について、関係法令等の改正状況や児童の状況等を踏まえ、職員会議及び学校運営協議会等で検証し、その都度改善に努める。